

主治医研修

(3) 主治医意見書の具体的な記載方法5
医学的管理の必要性

生活機能とサービスに関する意見

医学的管理の必要性

医学的観点から、申請者が利用する必要があると考えられる医療系サービスについて該当するサービスにレ点をつけてください。（予防給付によるサービスも含む）

※必要性が高いと判断されるサービスには、下線を引く。

○訪問歯科・訪問歯科衛生指導

口腔内の状態（歯の崩壊・喪失状態・動揺・歯肉からの出血の有無・義歯の不適合等）を元に口腔ケアの必要性を判断する

生活機能とサービスに関する意見

医学的管理の必要性

訪問診療	通院することが困難な患者に対して、医師等が計画的に訪問して行う診療や居宅療養指導等。
訪問看護	訪問看護ステーション及び医療機関からの訪問看護等、保健師、看護師等が訪問して看護を行うことをいう。 なお、保健師等が地域支援事業の訪問型介護予防として訪問して指導する行為は含まない。
訪問リハビリテーション	病院、診療所及び訪問看護ステーションの理学療法士等が訪問して行うリハビリテーションをいう。なお、理学療法士、作業療法士あるいは言語療法士等が地域支援事業の訪問型介護予防として訪問して指導する行為は含まない。
通所リハビリテーション	病院、診療所、老人保健施設が提供するリハビリテーションをいう。なお、病院、診療所（医院）の外来でリハビリテーションを診療行為として受けた場合、保健所、市町村保健センター等で地域支援事業の機能訓練等を受けた場合はこれに含めない。
老人保健施設	施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものをいう。
介護医療院	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
短期入所療養介護	病院、診療所及び介護老人保健施設に短期間入所させ、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うものをいう。

生活機能とサービスに関する意見

医学的管理の必要性

訪問歯科診療	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難なものに対して、患者の求めに応じ訪問して歯科診療を行った場合又は、当該歯科診療に基づき継続的な歯科治療が認められた患者に対してその同意を得て訪問して歯科診療を行うものをいう。
訪問歯科衛生指導	訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士、保健師、看護師等が訪問して療養上必要な指導として、患者の口腔内での清掃等に係わる指導を行うものをいう。
訪問薬剤管理指導	医師の診療に基づき計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行うものをいう。
訪問栄養食事指導	医師の診療に基づき計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって実技指導を行うものをいう。
その他の医療系サービス	上記以外の医学的管理をいう。地域支援事業の訪問型介護予防、機能訓練、保健所が実施する保健指導、入院等が必要とされる場合にその種類とともに記入する。

生活機能とサービスに関する意見

サービスの提供時における医学的観点からの留意事項

- ・申請者がサービスを利用するにあり、医学的観点から特に留意する点があれば、レ点をつける。
- ・特記すべき留意事項がなければ、「特記すべき項目なし」の□にレ点をつける。

感染症の有無

サービス提供時に、二次感染を防ぐ観点から留意すべき感染症の有無及び傷病名・症状等を記載する。

特記すべき事項

- 介護認定において 1 次判定では、統計的に推定の介護度を判定する。
- 認定審査会が行う **2 次判定**では、申請者固有の介護の手間や頻度を認定調査員による調査票と主治医意見書の内容から判定するため、**具体的に記載する。**